

施設利用料金表 (短期入所)

I.介護保険施設サービス費(1日につき)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室(4床・2床室) 1割負担	613円	774円	830円	880円	944円	997円	1,052円
多床室(4床・2床室) 2割負担	1,226円	1,548円	1,660円	1,760円	1,888円	1,994円	2,104円
多床室(4床・2床室) 3割負担	1,839円	2,322円	2,490円	2,640円	2,832円	2,991円	3,156円
個室 1割負担	579円	726円	753円	801円	864円	918円	971円
個室 2割負担	1,158円	1,452円	1,506円	1,602円	1,728円	1,836円	1,942円
個室 3割負担	1,737円	2,178円	2,259円	2,403円	2,592円	2,754円	2,913円

II.介護保険適用外費用(1日につき)

	料 金					説 明
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
食 費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,700円	朝食:430円 昼食:640円 夕食:630円
居住費(多床室)	0円	370円	370円	370円	680円	第1段階～第3段階については 介護保険負担限度額認定証が 必要です
居住費(個室)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,640円	
電気使用料	55円					テレビを持ち込んだ場合
教養娯楽費	110円					新聞・雑誌 レクリエーション材料費
日用品費 ※業者委託	基本プラン:314円		肌着・靴下プラン:398円			基本プラン:口腔ケア用品 エプロン・石鹸等

Ⅲ.各種加算

加算項目	料 金	説 明
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上であり、地域貢献活動を行っている場合
夜勤職員配置加算	24円/日	夜勤を行う職員の数が厚生労働大臣が定める基準(利用者20名に対し1)を満たしている場合
送迎加算	184円/片道	利用者の居宅と事業所間の送迎を行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	医師、看護師、理学療法士、作業療法士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画書を作成し、計画書に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が個別リハビリテーションを20分以上行った場合
療養食加算	8円/回	管理栄養士の管理のもとで、年齢・心身の状況に応じて適切な栄養量及び内容の療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食等)を提供した場合
重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は5の利用者であって、常時頻回の喀痰吸引や胃瘻等の経腸栄養を行っている者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合
緊急時治療管理	518円/回	緊急的な治療管理として、投薬・注射・処置・検査を行った場合、1か月に1回連続する3日間を限度として算定
特定治療	診療点数による	医学的リハビリ・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合
緊急時短期入所受入加算 (介護予防は除く)	90円/日	利用者の状態や家族の事情により介護支援専門員が必要と認め、計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を行った場合、7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定
総合医学管理加算	275円/日	治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、指定短期入所療養介護を行った場合に10日を限度として算定(緊急時施設療養費を算定した日は算定不可)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されている場合。また、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っている場合。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出している場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行っている場合。また、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合。かつ、1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータを提出している場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が35%以上の場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の7.5%を加算